

## 放置自転車のリサイクルについて

### 道路等における放置自転車について

《自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律》

放置禁止区域を定め、一定の手続きのもとに放置自転車の売却や所有権を市に帰属させることは、条例を制定することにより可能であるが、これには、同法第5条のとおり自転車駐車場の設置が前提と考えている。当市では、JRの各駅に自転車駐輪場を設置しているが、駐車利用希望に対して十分に対応できていない状況にある。自転車駐車場の用地の取得や整備に多額な経費がかかり、現時点で新たに施設を整備することはできないことから、条例の制定はできない。

第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

### 市の現状

《あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例》

- ・自転車駐車場内に長期間利用していないと認められる自転車等があるときは、一定期間（10日）警告し、これを放置した自転車等とみなし、駐車場内の一定の場所に移動することができる。（第8条）
- ・移動整理したときは、移動整理に関する告示をするとともに、当該自転車を一定期間（60日）その場所に置くものとする。（第9条第1項）
- ・引き取りのない自転車等及び所有者の確認ができない自転車等については、一定期間の経過後に当該自転車を廃棄物とみなし、処分することができる。（第9条第3項）